

平成28年3月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年3月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	ニッコー観光バス株式会社 代表者小嶋光信
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 東京都品川区八潮3-2-32 (本社営業所) 東京都品川区八潮3-2-32
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第46条
(6) 違反行為の概要	平成27年7月10日、重大事故惹起を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成28年3月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局神奈川運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年3月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	I N N O V A T I O N観光自動車株式会社 代表者中山喜代美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都八王子市中山419-2 (新横浜営業所) 神奈川県横浜市港北区新吉田東4-3-43
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	平成28年1月19日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(2)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成28年3月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局神奈川運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年3月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	厚木元湯観光株式会社 代表者馬場雄一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県愛甲郡愛川町中津69-6 (本社営業所) 神奈川県愛甲郡愛川町中津69-6
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項
(6) 違反行為の概要	平成28年1月27日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第4項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)